



# ごみ・生活環境

## ごみの収集

名 市民部廃棄物対策担当 内線3124・3125



市指定のごみ袋等により、ごみの収集を行っています。各種指定袋やごみ処理券は、コンビニ・スーパー・商店などでお求めください。

地区ごとの収集日は別冊にて発行しています[ごみ分別ガイドブック]をご覧ください。

ごみの入った袋は、猫やカラスに破損されないように工夫し、収集日当日の朝8時30分までに出してください。

※ごみ分別ガイドブックは令和元年10月に全戸配布し、その後の転入者には転入手続き関係の際にお渡ししています。お手元に見当たらない場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。



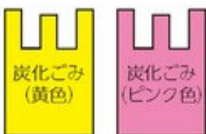
## ごみの分別とごみ袋

名寄市の分別の種類は次のとおりです。分別の詳細やごみ出しのルール、注意事項など詳しい内容はごみ分別ガイドブックをご覧ください。

### 炭化ごみ

生ごみ類、紙くず、おむつ、衛生ごみなど

※生ごみ類と廃食用油は黄色の指定袋にのみ入れることができます。



### 埋立ごみ

乾電池、木くず類、プラスチック製品、ガラス・陶磁器類など



### 有害ごみ

蛍光管や体温計などの水銀使用製品類

### スプレー缶類

スプレー缶、カセットボンベ、ライター

### プラスチック容器包装類

トレイやポリ袋・ラップなど商品を包装しているプラスチック製の容器や包装類

### 資源ごみ

缶、びん、ペットボトル

### 古紙類

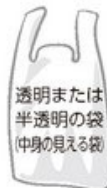
新聞類、雑誌類、段ボール、紙パック、紙製容器包装類

### 粗大ごみ

埋立ごみ用指定ごみ袋(青色)の40リットルサイズに入りきらない大きさのごみ。

炭化ごみ、埋立ごみ以外の種類のごみは、透明または半透明の袋を使用してください。

※古紙類は、ひもで十字にしぼって出すこともできます。



## 名寄市公式LINE「ごみ分別ガイド」

いつでも、ごみに関する質問や分別方法などを確認できます。

ぜひ、友だちに登録してください。



広告

暮らしの生活環境に貢献を目指して

## 名寄市環境保全事業協同組合

名寄市東3条北4丁目12番地2 TEL 01654-2-4300 FAX 01654-2-4300

名寄市一般廃棄物収集運搬委託業者 / 組合員

有限会社 名寄衛生公社 01654-3-5171	名寄美装工業 株式会社 01654-2-3046	有限会社 名寄三信 01654-2-1367
有限会社 名寄環境 01654-8-7233	有限会社 ウスダ 01655-3-3490	株式会社 カンリ 01655-3-4113

※詳細は、名寄市ごみ分別ガイドブックをご確認ください。



ごみ・生活環境



## 処理施設

名寄市のごみ処理は次の施設で行っています。また、ごみを直接搬入することもできますので、受入時間などの詳しい内容はごみ分別ガイドブックをご覧ください。

### ▶ 名寄地区広域最終処分場

住所:名寄市字内淵311番地8  
管理者:名寄地区衛生施設事務組合



### ▶ 炭化センター

住所:名寄市字大橋140番地1  
管理者:名寄地区衛生施設事務組合



ごみ分別マスコットキャラクター  
エコひまちゃん

### ▶ 名寄市リサイクルセンター

住所:名寄市字大橋140番地1



### ▶ 風連一般廃棄物最終処分場

住所:名寄市風連町字中央768番地1



### ▶ リサイクルプラザ

住所:名寄市風連町字中央768番地1  
(風連一般廃棄物最終処分場内)



## 犬の登録と狂犬病予防注射

犬の飼い主は狂犬病予防法により、飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。生後91日以上の子犬を飼いだしたら、市の窓口で登録の手続きを行ってください。また毎年1回、市で実施する集合注射もしくは市内動物病院で予防注射を接種してください。

### 【各種料金】

- ・登録手数料 3,000円
- ・狂犬病予防注射料 3,240円(注射済票交付手数料550円を含む)

※集合注射会場で接種した場合の料金。動物病院での接種については、金額が変わる場合があります。



ごみ・生活環境

広告

**公園通り動物病院**

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00~11:30	●	●	●	●	●	●	●	●
16:00~18:00	●	●	●	●	●	●	●	●

※祝日は臨時休診の場合がございます

〒096-0010 北海道名寄市大通南10丁目1-1  
TEL:01654-9-7733 FAX:01654-9-7733  
<http://kouen-ah.com>






## 水道・下水道

 **名** 上下水道室業務課業務係 内線3361~3363

 **風** 上下水道室業務課業務係 内線2206~2209

 **風** 工務課上水道係 内線2203・2204

 **風** 工務課下水道係 内線2228・2237

### こんな時は必ず手続きしてください



水道(以下、下水道も含む)の使用を開始(再開含む)する、中止(一時中止含む)する、または使用者が変わる場合などは手続きが必要です。

### ▶ 受付時間

・平日(土日祝祭日および年末年始を除く)の8:45~17:30まで。

### 水道の使用を開始するとき

水道の使用を開始する場合は、使用開始の手続きが必要です。

### ▶ 受付方法

・窓口、郵送、FAX、電話、インターネット(市ホームページ)で手続きできます。

### ▶ 止水栓の開栓作業

・止水栓の開栓(水道の元栓を開けること)時には、原則、立会が必要です。どうしてもできない場合には、建物内の蛇口が全て締まっているかどうか事前に確認願います。蛇口が開いていたり、漏水の可能性がある場合は開栓できません。

※開栓作業は平日(土日祝日および年末年始を除く)の9:30~16:30まで

### ▶ 注意事項

- ・使用開始当日に手続きされた場合、早急に対応できない場合がありますので、使用開始予定日の3営業日前までに手続きを済ませることをお勧めします。
- ・手続きせずに水道の使用を開始した場合は、給水停止および過料に処されることもありますので、必ず手続きを行ってください。
- ・地下水など水道水以外の水を使用する場合も手続きが必要です。

### 水道の使用を中止するとき

水道の使用を中止する場合は、使用中止の手続きが必要です。

### ▶ 受付方法

・窓口、郵送、FAX、電話、インターネット(市ホームページ)で手続きできます。

### ▶ 注意事項

- ・水道の使用をやめても、中止の手続きがない場合は、いつまでも基本料金がかかり続けるため、必ず手続きを行うようにしてください。
- ・使用中止の場合、料金の精算方法(納入通知書での納入、口座振替など)についてお知らせください。

### 水道の使用者が変わるとき

水道の使用者が変わる場合は、使用者変更の手続きが必要です。また、支払方法や納入通知書などの送付先に変更がある場合についても同様に手続きしてください。

### ▶ 受付方法

・窓口、郵送、FAX、電話で手続きできます。

広告

**名寄市管工事業協同組合**

**北建工業 株式会社**  
名寄市西3条北2丁目11番地1  
TEL01654-2-3984

**株式会社 山崎機工**  
名寄市風連町南町36  
TEL01655-3-2577

**株式会社 近藤組 名寄支店**  
名寄市風連町北栄町139番地  
TEL01655-3-2225

**第一建設 株式会社**  
名寄市西7条南6丁目  
TEL01654-3-3307

**扶桑興業 株式会社**  
名寄市東3条北4丁目  
TEL01654-3-5172

**有限会社 笠井工務店**  
名寄市西3条南1丁目  
TEL01654-2-4726

〒096-0030 名寄市大通北2丁目1番地1  
TEL01654-2-1140 FAX01654-8-7900



**特定建設業**

名寄市上下水道工事指定店

**北建工業株式会社**

YAMAMOTO KAZUNORI  
代表取締役 山本和則

本社  
名寄市西3条北2丁目11番地1  
電話(01654) (代)2-3984番  
FAX(01654) 2-4122番

快適な暮らしは、水廻りから

 **Yamazaki Kiko**

**株式会社 山崎機工**

暖冷房・空調・衛生・  
消防設備設計・施工

名寄市風連町南町36番地  
**TEL 01655-3-2577**  
工事部 **TEL 01655-3-2535**



ごみ・生活環境



## 料金の口座振替について

料金の口座振替は、次の方法で手続きできます。

### ▶ 手続き方法

- ・入居される自宅に投函されている「上下水道使用届(ハガキ)」に必要事項を記載のうえ、切手を貼ってポストへ投函してください。
- ・口座振替を指定する金融機関または上下水道室(名寄庁舎3階、風連庁舎2階)に通帳と金融機関届出印を持参のうえ、手続きしてください。

### ▶ 口座振替金融機関

- ・北星信用金庫・北海道銀行・北洋銀行・北見信用金庫・北海道労働金庫・道北なよろ農業協同組合・ゆうちょ銀行の各本支店(所)

※上記の金融機関以外は口座振替できません。

### ▶ 振替日

ゆうちょ銀行:毎月25日

その他金融機関:毎月27日

(振替日が土日・祝日の場合は金融機関の翌営業日)

※口座振替をご希望ではない方は、毎月送付される納入通知書で上記金融機関窓口(ゆうちょ銀行は北海道内のみ)、全国のコンビニエンスストア、名寄市役所にてお支払いください。

### ▶ 給水装置・排水設備工事事業者一覧

水道・下水道の工事、修理に関することは、次の工事店へお申し込みください。

指定店名	住所	電話	水道	下水道
(株)大野組	西4条南9丁目	01654②3137		○
(有)笠井工務店	西3条南1丁目	01654②2550	○	○
(株)坂下組	西1条南9丁目	01654②3230		○
名寄市管工事業協同組合	大通北2丁目	01654②1140	○	
扶桑興業(株)	東3条北4丁目	01654③5172	○	○
北建工業(株)	西3条北2丁目	01654②3984	○	○
(株)山本組	字徳田101番地	01654③3092	○	○
(株)桜井組	西1条南4丁目	01654②5111		○
(有)トライスター	東5条南2丁目	01654⑨2675	○	○
第一建設(株)	西7条南6丁目	01654③3307	○	○
中館建設(株)	風連町大町54番地	01655③2507		○
(株)山崎機工	風連町南町36番地	01655③2535	○	○
(株)近藤組名寄支店	風連町北栄町139番地	01655③2225	○	○

※このほかに、指定工事店は市外にもあります。

## 水道の工事や故障・漏水のときは

給水装置および排水設備の新設・改造・撤去は、必ず指定工事店へ申し込みください。

また、常時、水の流れる「シュー」という音がしているときや、お客さまの使用したとされる水量が極端に多いときには漏水している可能性があります。家庭での故障・漏水を発見した場合、漏水を確認したときと修繕工事が完了したときに、上下水道室業務課業務係へ連絡ください。修繕工事が完了した時点で、漏水による異常水量を推計します。事由・箇所・水量などに応じて対象となる案件であれば減免措置をします。

工事の費用は自己負担です。

※指定工事店以外が行った工事は無届け工事となり、給水停止および過料に処されますのでご注意ください。

## 水道が凍結したとき

冬期間は給水管が凍結し破損することがあります。そのため、長期間、家を空けるときや冷え込みの厳しい夜などは、水抜栓を操作して給水管の中に残っている水を抜いてください。水道管が凍結、破損した場合は、名寄市管工事業協同組合(☎01654②1140)に修理業者の手配をお願いします。(各家庭へ引き込まれた給水管の修理代金は自己負担です)



## 料金体系について

水道利用料(1か月につき) (税込)

用途	メーター口径	基本水量	基本料金	超過料金または従量料金(1mにつき)
一般	13mm	5m <sup>3</sup> まで	917円	265円
	20mm	8m <sup>3</sup> まで	2,577円	
	25mm	10m <sup>3</sup> まで	4,023円	
	30mm	基本水量	5,795円	305円
	40mm	なし	10,298円	

※一般家庭での抜粋です。このほかにもメーター口径50mm以上の料金や用途が浴場用、臨時用などがあります。  
 ※料金の合計から10円未満の端数は切り捨てます。

下水道使用料・個別排水使用料(1か月につき) (税込)

用途	基本水量	基本料金	超過料金または従量料金(1mにつき)
一般	5m <sup>3</sup> まで	723円	210円

※料金の合計から10円未満の端数は切り捨てます。  
 ※地下水など水道水以外の水を使用されている方は認定制となり、次のとおり条件によって水量計算をします。  
 1人につき2m<sup>3</sup>/水洗便所1人につき1m<sup>3</sup>/浴槽1つにつき5m<sup>3</sup>  
 ※このほかにも浴場用、臨時用などがあります。

## 水道水以外の水を使用している方へ

地下水を使用している方は、市で定める基準により使用料を算定するため、上下水道室業務課業務係までご連絡ください。また、住居人数や使用施設(台所・トイレ・風呂)が変更になった場合も忘れずにご連絡ください。



ごみ・生活環境



## 合併浄化槽

### ▶ 対象区域

公共下水道の計画区域以外の一般住宅を対象に合併処理浄化槽を設置する事業に取り組んでいます。

### ▶ 設置費用

- ・分担金：  
市が設置した合併処理浄化槽の設置費用の10% (12～30万円程度) を負担していただきます。
- ・排水設備の工事費：  
水洗トイレ、台所、風呂等の家屋から合併処理浄化槽まで、および放流管の排水工事に要する費用全額個人負担となります。また、水洗トイレ改修費用融資制度を利用することができます。
- ・使用料：  
排水設備工事後、合併処理浄化槽の維持管理を適切に行い汚水をきれいにするための費用の一部を使用料として負担していただきます。
- ・電気代：  
浄化槽には必ずプロワ(送風機)がついていますが、電気代については他の電気料金と一緒に個人で支払っていただきます。

### ▶ 注意事項

- ・合併処理浄化槽の設置用地は市に無償で貸していただきます。(土地の使用承諾書提出)
- ・排水設備工事は、市の指定業者により施工しなければなりません。

## 道路

 都市整備課管理係 内線2210・2213・2214

### 道路の破損を見つけたら

破損箇所とその状況を速やかに連絡してください。

### 除雪について

- ・除雪回数は、原則として1日につき朝1回とします。(除雪出動の基準は、朝までに予想される積雪量が10cm以上の場合です)
- ・かき分けられて残った道路の雪の処理について、ご協力をお願いします。
- ・路上駐車は、除雪の障害となりますのでやめましょう。
- ・玄関先の雪は、道路に出さず各自で処理しましょう。

## 町内会の加入について

 名寄市町内会連合会事務局(総合政策部地域課題担当) ☎01654③2111 内線3311

### 町内会に加入しましょう

町内会は地域に住む皆さんにとって、一番身近な組織です。

### ▶ 安心して暮らせる地域づくりを支えているのは「町内会」です

名寄市では、72の町内会が暮らしやすい環境づくりのために、公園・道路の草刈りや清掃、防犯灯や街路灯の管理、市などからの広報配布などの情報提供、子どもやお年寄りをはじめとする地域住民の見守りなど、さまざまな活動を行っています。

多くの皆さんが参加することによって豊かな地域づくりが推進されます。

### ▶ 町内会ではこんな活動をしています

#### 市などからの情報の回覧

広報の配布や町内会に送られてくる市やその他行政機関からのお知らせ、催しの情報などの回覧・掲示を行っています。

#### ふれあい活動

地域のお祭りや親睦会、子ども会、敬老会など、住民の皆さんのふれあいの場を作っています。

#### 町内会の活動

#### きれいな環境づくり

地域での清掃活動やごみの減量に向けた取り組みなど、清潔で快適なまちづくりのための活動を行っています。

#### 安全・安心の地域づくり

災害に備えた防災訓練や、犯罪を起こさないための防犯パトロールなど、地域の安全・安心のための活動を行っています。

### 町内会に加入するには

お住まいの地域の町内会長に連絡して加入します。

自分の町内会や町内会長がわからない場合は、名寄市町内会連合会事務局までご連絡ください。事務局で加入の手続きができます。

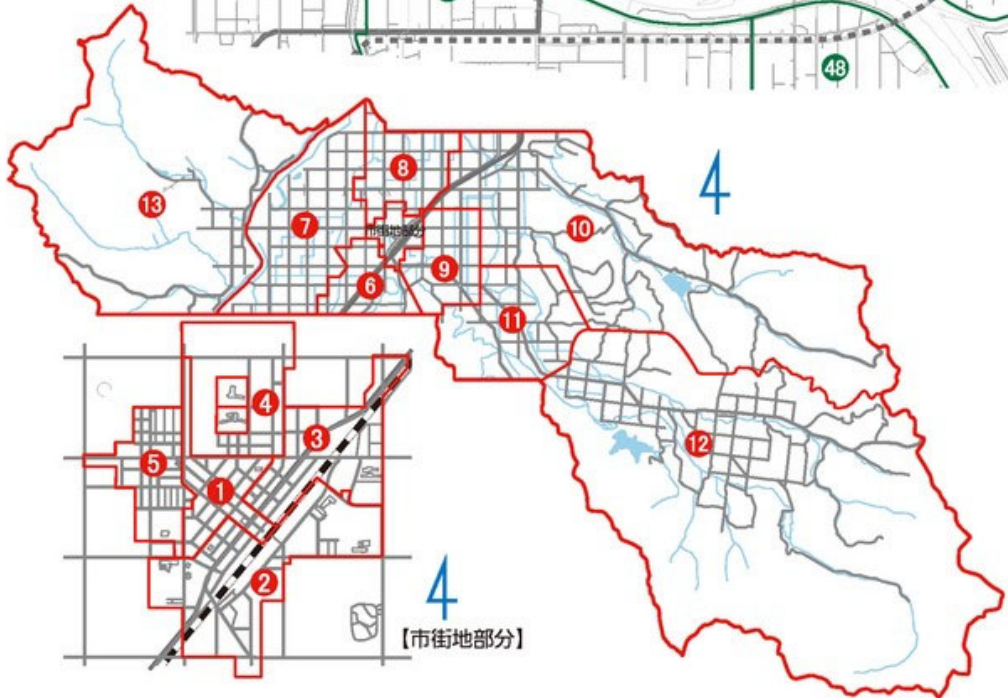
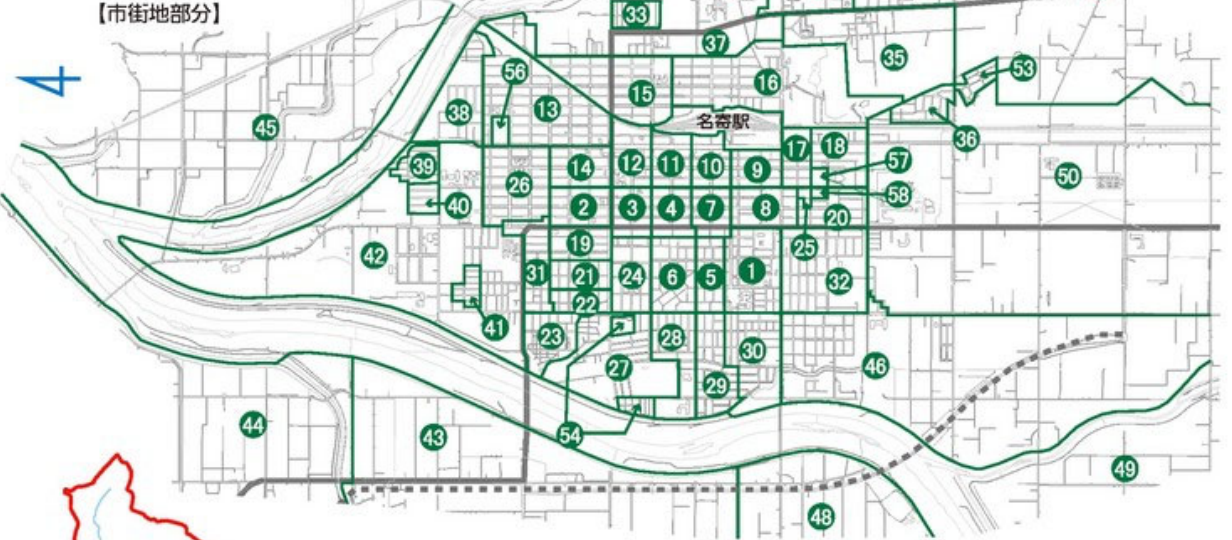
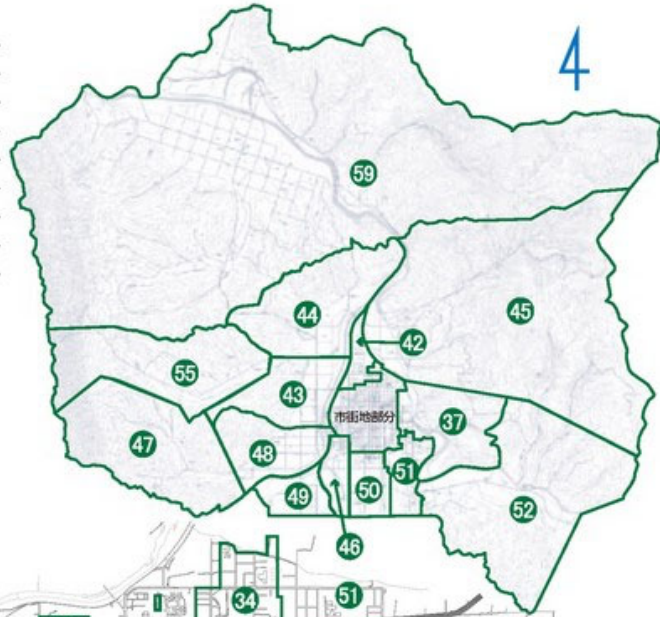




# 町内会エリア

## 名寄地区町内会

1: 1区	18: 16区	35: 農高区	52: 中名寄
2: 2区	19: 17区	36: 旭ヶ丘区	53: 南が丘区
3: 第3区	20: 第18区	37: 旭東区	54: 中島区
4: 4区	21: 第19区	38: 旭東北区	55: 瑞穂
5: 南5区	22: 20区	39: 北斗区	56: ノースタウン区
6: 北5区	23: 21区	40: 新北斗団地	57: マーガレット区
7: 第6区	24: 寺町区	41: 大橋商工団地	58: サンビラー区
8: 7区	25: 鉄道区	42: 大橋区	59: 智恵文
9: 8区	26: 北新区	43: 橋波	
10: 9区	27: 米町区	44: 内淵	
11: 10区	28: 西町1区	45: 日進	
12: 11区	29: 西町2区	46: 豊栄区	
13: 東12区	30: 西町3区	47: 弥生	
14: 西12区	31: 大町区	48: 曙区	
15: 第13区	32: 麻生	49: 共和	
16: 第14区	33: 旭栄区	50: 徳田区	
17: 15区	34: 高見区	51: 緑丘	



## 風連地区町内会

1: 風連中央区
2: 風連南区
3: 新大町
4: 風連北栄
5: 風連西区
6: 風連2区
7: 下多寄
8: 風連豊里
9: 風連アカシヤ
10: 東風連
11: 風連旭
12: 風連日進
13: 西風連



ごみ・生活環境